

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- カ 参加年度は令和7・8・9年度とし、競争参加地域は「九州・沖縄地域」に該当する者であること。

(2) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除
但し、契約者が契約上のその義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

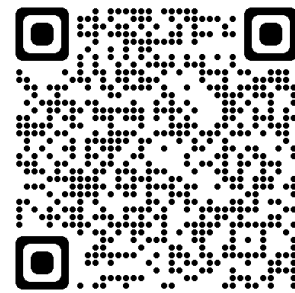
(3) 公告の掲示場所

- ア 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- イ 宮古島商工会議所
- ウ 西部方面隊ホームページ
(令和7年度 物品・役務を Click)

URL

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-finan/kou/R6ippan.htm>

QRコード



(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札決定方法

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約書作成の要否

- ア 契約書の作成を提出すること。ただし、50万円を超えない場合は作成を省略する。
- イ 作成の細部要領については落札決定後落札者に説明する。
- ウ 適用する条項
 - 「 役務請負契約条項 」
 - 「 談合等の不正行為に関する特約条項 」
 - 「 暴力団排除に関する特約条項 」
- エ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(7) 入札の無効

- ア 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項、押印を省略しない場合は押印が不明瞭なもの。
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(8) その他

- ア 仕様については問い合わせをすること。
- イ 入札に参加するものは、**令和7年12月19日（金）17時まで**に下記の書類を提出すること。
 - (ア) 資格審査結果通知書（写）（FAX可）
 - (イ) 入札に関する委任等を受けた者は、委任状
 - (ウ) 市場価格調査書（様式は随意、FAX可）
- ウ 郵便による入札書の提出は、**令和7年12月22日（月）17時まで**に必着すること。
気象の影響を受けやすい特性のため早目の処置をされたい（電話・電報・FAXは認めない）
- エ 入札書については陸上自衛隊宮古島駐屯地 会計隊契約班及び西部方面隊ホームページにて配布する。
なお、直接受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- オ 入札日当日に不調となり再度の入札を行う場合は別示する。

(9) 問い合わせ先

入札に関する事項

陸上自衛隊宮古島駐屯地 第444会計隊 契約班 担当：鯨坂

TEL(0980)76-6661（内線348）

FAX(0980)76-6712

仕様書に関する事項

陸上自衛隊宮古島駐屯地 宮古島駐屯地 業務隊管理科 担当：我那覇

TEL(0980)76-6661（内線453）

(10) その他様式等

陸上自衛隊入札及び契約の心得	陸上自衛隊駐屯地用標準契約書
